

北海道知事宛て（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書に対する
小樽市意見について

環境影響評価法第 20 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 26 日付けで北海道知事から 6 月 16 日を期限として（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの小樽市の意見を求められておりましたが、本日、同知事宛て下記のとおり本市の意見を書面で提出いたしました。

記

気候変動という世界的な問題に直面している中、令和 3 年 5 月に「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明した本市としても、地球温暖化防止に寄与する再生可能エネルギーを推進する立場であることは申し上げるまでもなく、これまでも銭函 4 丁目及び 5 丁目においては民間事業者による風力発電施設が設置され、本市としても協力をしてきたところである。

一方、本事業計画については、配慮書の段階から、住民等から自然環境、低周波音による健康被害、景観等への影響を懸念する声や建設に反対する声が多く寄せられている状況にあったことから、令和 3 年 3 月に貴職宛て提出した方法書に対する意見書においても、「環境保全や眺望景観上の影響を大変危惧しているところ」であり、「今後、さらに住民等からの不安や建設反対の声が増えるなど、住民等の理解が得られているとは言い難い状況にある場合、あるいは、今後示される準備書の段階において、環境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合は、本市としては、本事業計画を進めることについて是認できない可能性があり得ること」を申し上げてきたところである。

その後の令和 3 年 12 月には、本事業計画の中止、撤回を求める 7 千筆（うち小樽市民約 3 千筆）以上もの署名が本市に提出され、また、令和 4 年小樽市議会第 4 回定例会では、本事業計画に対し、「市は、事業者によって十分な影響低減がなされず、住民等の理解が得られているとは言い難い状況がある場合、あるいは環境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合、事業者に対しこの計画を進めるべきでないことを提言すること」との陳情が全会一致で採択されたところである。

その後においても、本事業計画に対する懸念又は反対の声は止まることなく、さらに、本年に入ってから、事業者による説明会や住民主催の勉強会に参加した対象事業実施区域の下流域に居住する市民から土砂災害に対する心配の声が多数寄せられるなど、日を迫うごとに、市民理解が進むどころか反対の声が一層大きくなっている状況にある。また、準備書の縦覧における住民等からの意見書が、事業者宛に 191 通も提出され、この異例な数の多さからも、本事業計画に対する関心の高さと反対の声が大きいことをうかがい知ることができる。

反対意見の根幹にあるのは、本事業計画による環境破壊や土砂災害の発生など、市民生活に直結しかねない環境保全上の問題に対する強い懸念であり、また、海と山に囲まれた自然豊かな観光都市を標榜する本市としては、環境保全の見地に加え、景観上の影響も看過することはできず、市外からも反対の声が多数寄せられている状況を踏まえると、「小樽の”山”」の知られざる魅力の

発信」を第二次小樽市観光基本計画に位置づけ、発信強化を図ることとしている本市の観光戦略への影響も計り知れないものと危惧している。

以上のことを踏まえると、本市としては、現状において、市民の総意として本事業計画を是認することはできない。

以下、本事業計画に対し、特に疑問を呈せざるを得ない問題である「生態系への影響」、「土砂災害への懸念」、「景観上の影響」及び「自然遊歩道への影響」に関し、補足的に項目ごとに意見を申し述べる。なお、低周波音等に対する健康被害についても懸念されるところではあるが、現時点で本事業計画を是認できない理由とするまでには至っていないと判断されることから、引き続き懸念材料ではあるが、ここで意見を申し述べることは差し控えさせていただく。

本市としては、市民の不安が払拭され、市民理解が進むことはもとより、環境保全の見地及び景観上の懸念が解消されるまでは、本事業計画に対する考えに変わりはないことを申し添える。

1 生態系への影響

対象事業実施区域は、自然林及び保安林といった重要な自然環境のまとまりの場の中にあることから、森林の地形改変に伴う動植物の生息場所、繁殖地及び生態系のつながりの分断、バードストライクなど、動植物、大きくは生態系への影響が懸念される。

特に、猛禽類であるクマタカ及びニホンザリガニは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に規定する国内希少野生動植物種であるが、準備書にもあるとおり、その繁殖・行動圏、生息地に対象事業実施区域が重なっている。種の存続が特に危ぶまれる希少種の生息地が開発によって消失するのを回避することは、市の責務である。

また、シダ植物であるカラフトメンマは、春香山が北海道における西限とされ、石狩低地帯以西の唯一の生育地であることが知られているが、今回確認された生育地は更に西に位置し、生物地理学的に重要な場所と言える。生育地そのものが貴重であり、消失を回避する必要がある。

2 土砂災害への懸念

対象事業実施区域の一部を流域面積とする市内河川には、土石流危険渓流とされているものがある。土石流危険渓流に対しては、確かに法令上の制限はないが、現に土石流発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害のおそれがある渓流であることは疑いようがない。

そのような渓流の流域面積を含む対象事業実施区域は、ほぼ全域が河川への流量調節機能を安定化し、洪水・濁水を緩和する機能を持つ水源涵養保安林であり、当該区域が改変されることにより、準備書にもあるとおり当該区域に地すべり地形があることも相まって、土石流の発生の可能性が従前よりも高まることに下流域住民が不安を抱くことは当然のことと言える。

また、対象事業実施区域の表層地質は、安山岩質岩石で一般に硬い地質とされているが、当該区域において切土、盛土が行われることにより、その危険性が一層増すことも危惧されるところである。

このような状況に下流域住民は強い不安を抱いているが、その不安が払拭されるには至っていない。

3 景観上の影響

本市は、昭和58年に、北海道で初めて景観条例を制定し、平成4年には、歴史的景観に加え、本市の特性である自然景観・眺望景観を守ることなどを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、景観行政を推進してきた。

景観の良否については、個々人の主観によるところがあるが、準備書において示されたフォトモンタージュによる予測結果から、小樽八区八景の一つである塩谷丸山からの眺望において、近景の山並みに介在する26基の風力発電機が山の稜線を切断し、良好な景観に極めて重大な影響を及ぼすことが確認されたほか、小樽歴史景観区域などの遠方からの眺望においても、街並みの背景となる山並みに風力発電機が介在し、周辺の景観との調和を乱す状況が想定された。

また、塩谷丸山や小樽歴史景観区域で実施されたフォトモンタージュを用いた利用者アンケートの結果において、風力発電機が介在する風景に対して否定的な回答が多く見られたほか、住民等から景観への影響を懸念する意見が多く寄せられており、市民をはじめ、本市の景観に愛着を持つ方の理解が得られているとは言い難い状況にある。

本事業計画においては、小樽市景観計画により、街並みの背景となる山並みの保全、周辺の景観との調和及び主要な眺望地点からの景観を阻害しないことが求められるが、準備書において、これらへの対応が十分とは認められず、景観への影響が回避されているとは言い難い。

4 自然遊歩道への影響

対象事業実施区域内には、「小樽自然遊歩道」が含まれている。これは、天狗山、於古発山、735.4mピーク（通称「遠藤山」）を經由して塩谷丸山に至る遊歩道であり、遠藤山から奥沢水源地奥の穴滝に向かうこともできる市民憩いのハイキングコースとなっている。

市販の登山ガイドブックに掲載されていることもあり、登山アプリでは相当数の登山者がこの遊歩道を利用していることが確認でき、市民のみならず、市外からの来訪も相当程度あるものと推察される。

過去の市議会での議論では、塩谷丸山登山を絡めた観光戦略の検討について質疑があったこともあり、この遊歩道は、今後の本市の観光戦略の拡大の可能性を秘めるものである。

一方、準備書によれば、於古発山と遠藤山の山頂直下や遊歩道上に風車が建設されることになり、眺望のみならず、遊歩道の存続自体に影響を及ぼすことが危惧される。

仮に代替の遊歩道を整備したとしても、遊歩道上での景観への影響や風車の登山者に与える圧迫感は甚大なものと考えられることから、登山コースとしての魅力が失われ、利用者の激減も容易に想定できるものであり、本市の観光戦略にも計り知れない影響が懸念される中で、その影響が小さいとしている準備書の記載は、その信ぴょう性に疑念を抱かざるを得ない。

以上